

豊岡市記者配布資料

年月日	部課名	電 話	責任者 (役職名)
2023年 6月28日(水)	こども未来部 こども支援課	0796-21-9038	恵後原博美 (課長)

(件 名)

助産制度利用者負担金（徴収金）の徴収誤り

(内 容)

助産制度を利用された場合、豊岡市児童福祉法施行細則に基づいて、利用者に徴収金が発生しますが、その徴収金算定に誤りがあることが判明しました。

詳細は、別紙「助産制度利用者負担金（徴収金）の徴収誤りについて」のとおりです。

《問合せ》こども未来部 こども支援課（担当：恵後原）

TEL 21-9038（直通）

助産制度利用者負担金（徴収金）の徴収誤りについて

助産制度（※1）を利用された場合、豊岡市児童福祉法施行細則に基づいて、利用者に徴収金が発生するが、この徴収金に誤りが判明した。

令和元年度から令和4年度までの間に、4人の利用者に対し合計11,200円の過徴収をしていた。なお、令和元年度より前には該当者なし。

※1 助産制度は別紙「資料」（P3）のとおり。

1 対象者および過徴収額

パターン	年度	対象者	収入済額	本来の徴収額	過徴収額
I	R1	A	86,200円	83,000円	3,200円
	R3	B	86,200円	83,000円	3,200円
II	R4	C	84,000円	81,600円	2,400円
		D	84,000円	81,600円	2,400円
				合計	11,200円

2 経緯

助産制度の市ホームページを見直す作業中、他市のホームページを参照したところ、当市の徴収金の算出方法に誤りがあることが6月16日に判明した。

3 原因

- 徴収金の算定にあたっては、「出産育児一時金」から「特定出産事故に係る事故が発生した場合に備える保険契約（産科医療補償制度※2）の保険料分」を除いた額に、「20%」を乗じて得た額を「徴収金基準額」に加えることとなっている。
- ところが、「出産育児一時金」に「20%」を乗じて得た額を「徴収金基準額」に加えてしまったことから過徴収となった。

※2 産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を補償し、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的とする制度

保険料は令和3年度までは16,000円、令和4年度からは12,000円

徴収金算出式	
誤	徴収金基準額 + 出産育児一時金 42万円 × 20%
正	徴収金基準額 + (出産育児一時金 42万円 - <u>産科医療補償制度保険料</u>) × 20%

「1 対象者および過徴収額」の表中【Ⅰ】のパターンの場合

徴収金基準額 2,200 円、産科医療補償制度保険料 16,000 円

	計算式	徴収金
誤	$2,200 \text{ 円} + 420,000 \text{ 円} \times 20\%$	86,200 円
正	$2,200 \text{ 円} + (420,000 \text{ 円} - 16,000 \text{ 円}) \times 20\%$	83,000 円
	差 額	3,200 円

「1 対象者および過徴収額」の表中【Ⅱ】のパターンの場合

徴収金基準額 2,200 円なし（※3）、産科医療補償制度保険料 12,000 円

	計算式	徴収金
誤	$420,000 \text{ 円} \times 20\%$	84,000 円
正	$(420,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円}) \times 20\%$	81,600 円
	差 額	2,400 円

※3 在宅障害児のいる世帯、単身世帯等は基準額 0 円

4 今後の対応

該当者の方へ謝罪訪問し、経緯を説明して速やかに返還を行う。

5 今後の再発防止策

正しい計算式に改めるとともに、事務処理マニュアルを作成する。

【資 料】

助産制度概要

豊岡市内に居住している妊婦で、家庭の経済的な理由により出産費用の負担が困難な方に、安心して出産していただくため、出産にかかる費用（一部除く）を援助する制度。

1. 利用対象

次の1～4のいずれかに該当し、かつ経済的理由で入院助産を受けることができない方が利用できる。出産前の申請が必要。

健康保険に加入している方は、国民健康保険や健康保険組合などから出産育児一時金が支給されるので、そちらを利用。

- (1) 生活保護世帯の方
- (2) 市民税非課税世帯の方（同居する世帯員全員が非課税の方）
- (3) 市民税課税世帯であるが、市民税の額が所得割の額のない均等割の額のみの方で、出産育児一時金等の給付額が404,000円（産科医療補償制度の保険料分を除く）より低い方
- (4) 市民税課税世帯で所得割の額が19,000円までであり、出産育児一時金等の給付額が404,000円より低い方で、真にやむを得ない特別の理由がある方

注：同居する世帯員全員が非課税の場合でも、生計を一としている別居の家族等の課税状況を確認する場合がある。

2. 徴収金（自己負担金）

制度を利用するにあたって、世帯の課税状況等により徴収金（自己負担金）が必要となる。